

高島市における障がい者である職員の任免状況

令和6年6月1日現在

1. 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	694.5人
2. 障がい者の数	22.5人
3. 実雇用率	3.24%
4. 法定雇用率達成のために採用しなければならない障がい者数	0.0人

注1

「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数および除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

注2

「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の計であり、重度身体障がい者および重度知的障がい者（短時間勤務職員を除く）については、1人を2人と、重度身体障がい者および重度知的障がい者である短時間勤務職員については1人を1人と、重度以外の身体障がい者および知的障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人と、精神障がい者である短時間勤務職員については1人を1人と、精神障がい者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人としてカウントとしています。

上記の数値は、病院事業を除く高島市全体の職員数から算定した数値です。